

M I C E 歓迎商品券交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市内において開催され、かつ交流人口の増大による経済波及効果に寄与する国際、全国、ブロック規模の学会、大会・会議、競技会・コンクール及び企業ミーティング（以下「コンベンション」という。）の県外・国外参加者に対し、公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において、M I C E 歓迎商品券（以下「商品券」という。）の交付を行うことで、消費活性化により経済成長を目指すため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学会 科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。
- (2) 大会・会議 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するものをいう。
- (3) 競技会・コンクール 団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化、芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。
- (4) 企業ミーティング 企業等が主催するもので、社員又はグループ社員等に対する各種会議・研修会・セミナー・式典などの直接営利を目的としない集会又はこれに類するものをいう。

(商品券の交付対象)

第3条 商品券の交付対象となるコンベンションは、公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱（以下「開催補助金交付要綱」という。）第3号に該当するものとする。

(交付内容)

第4条 前条に該当するコンベンションに参加する県外・国外参加者に対し、一人あたり2,000円の商品券を交付するものとする。

(申請・審査)

第5条 商品券の交付を受けようとする団体は、コンベンション開催日の1カ月前までに以下の書類を理事長に提出しなければならない。なお、申請者は交付対象の指定を受けようとするコンベンションを開催するもの（以下「主催者」という。）とする。

- (1) 商品券交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）

2 理事長は審査のうえ、当該コンベンションが交付対象と認められる場合は、その旨を交付対象指定通知書（様式第3号）により当該コンベンションの主催者に通知し、交付対象として認められない場合は、その旨および理由を当該コンベンションの主催者に通知するものとする。

(変更・取消申請)

第6条 主催者は、指定を受けた後において、当該コンベンションの内容（参加人数の著しい増減等）に変更が生じた場合や、当該コンベンションが中止になった場合は速やかに変更・取消承認申請書（様式第4号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更・取消を承認したときは、理事長は、その旨を主催者に通知するものとする。

(実績報告・余剰商品券の返納)

第7条 主催者は当該コンベンションが終了したときは、速やかに以下の書類の提出と、余剰商品券を理事長に返納しなければならない。

- (1) 商品券交付実績報告書（様式第5号）
- (2) 県外・国外参加者名簿（氏名、所属先、都道府県名等）
- (3) 余剰商品券

2 前項第2号については、開催補助金交付要綱第8条によるコンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書を提出している場合は省略できることとする。

3 第1項第3号については、返金（商品券相当額）に替えることができる。

(商品券交付の取消・返納請求)

第8条 理事長は申請者の提出書類に明らかな誤り・偽りがある場合、又は第3条に該当しなくなった場合は、商品券交付を取り消すことができる。また、商品券交付後においては、当該商品券または商品券相当額の返納請求ができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年7月1日から施行し、令和3年3月31日まで開催されるコンベンションに適用する。